

令和6年度 広島大学動物実験委員会委員

(2024. 4. 1現在)

所 属	専門分野	任期	広島大学動物実験等規則の委員会構成の該当	基本指針の委員会構成の該当 (※)
大学院統合生命科学研究科	環境学、放射線化学 物質影響科学	2023. 4. 1～ 2025. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院統合生命科学研究科	応用分子細胞生物学 免疫学	2023. 4. 1～ 2025. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院統合生命科学研究科	統合動物科学	2023. 4. 1～ 2025. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院医系科学研究科 (医)	神経生理学	2024. 4. 1～ 2026. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
◎ 大学院医系科学研究科 (歯)	神経科学 分子生物学	2024. 4. 1～ 2026. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院医系科学研究科 (薬)	薬理学	2024. 4. 1～ 2026. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院医系科学研究科 (保)	運動機能医科学	2024. 4. 1～ 2026. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
原爆放射線医科学研究所	統合動物科学 実験動物学	2023. 4. 1～ 2025. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
自然科学研究支援開発センター (組換えDNA実験安全委員会委員)	応用微生物学	2024. 4. 1～ 2026. 3. 31	第9条第1項 第2号委員	③
自然科学研究支援開発センター (自然科学研究支援開発センター・動物実験部長)	生殖工学 実験動物学	2007. 4. 1～	第9条第1項 第3号委員	①②
大学院医系科学研究科 (医)	法医学	2023. 4. 1～ 2025. 3. 31	第9条第1項 第4号委員	③
両生類研究センター	進化遺伝学	2024. 4. 1～ 2026. 3. 31	第9条第1項 第4号委員	③
大学院統合生命科学研究科	動物福祉学 人間動物関係学	2024. 4. 1～ 2026. 3. 31	第9条第1項 第4号委員	③

◎ 委員長

※ 「基本指針の委員会構成の該当」とは、文部科学省平成18年告示第71号「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」第3、3「動物実験委員会の構成」の該当をいい、以下の役割を指す。

- ① 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ② 実験動物に関して優れた識見を有する者
- ③ その他学識経験を有する者